

平成25年第2回臨時会

# 南伊豆町議会会議録

平成25年 8月26日 開会

平成25年 8月26日 閉会

南伊豆町議会

## 平成 2 5 年 第 2 回 南 伊 豆 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (8月26日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○日程追加	4
○議長辞職の件	4
○日程追加	5
○議長の選挙	5
○日程追加	8
○副議長辞職の件	8
○日程追加	9
○副議長の選挙	9
○南伊豆町議会常任委員会委員の選任について	11
○南伊豆町議会運営委員会委員の選任について	12
○南伊豆町議会常任委員会及び南伊豆町議会運営委員会の委員長・副委員長互選 結果報告について	13
○議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○閉議及び閉会宣告	16
○署名議員	17

平成 25 年第 2 回臨時町議会

(第 1 日 8 月 26 日)

## 平成25年第2回南伊豆町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成25年8月26日(月)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第2まで同じ

日程追加

日程第 3 議長辞職の件

日程第 4 議長の選挙

日程第 5 副議長辞職の件

日程第 6 副議長の選挙

日程第 7 南伊豆町議会常任委員会委員の選任について

日程第 8 南伊豆町議会運営委員会委員の選任について

日程第 9 南伊豆町議会常任委員会及び南伊豆町議会運営委員会の委員長・副委員長互選  
結果報告について

日程第10 議第42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(南伊豆町国民健康  
保険税条例の一部を改正する条例)

---

#### 出席議員(10名)

1番	加 畑 毅 君	2番	宮 田 和 彦 君
3番	吉 川 映 治 君	4番	谷 正 君
5番	長 田 美喜彦 君	6番	稲 葉 勝 男 君
7番	清 水 清 一 君	9番	齋 藤 要 君
10番	渡 邊 嘉 郎 君	11番	横 嶋 隆 二 君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	梅本和熙君	副町長	松本恒明君
教育長	小澤義一君	総務課長	山本信三君
防災室長	大年美文君	企画調整課長	谷半時君
建設課長	鈴木重光君	産業観光課長	大野寛君
町民課長	小嶋孝志君	健康福祉課長	黒田三千弥君
教育委員会 教務局長	勝田英夫君	上下水道課長	橋本元治君
会計管理者	藤原富雄君	総務係長	平山貴広君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田昌平	主幹	佐藤禎明
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（稲葉勝男君） おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより、平成25年第2回南伊豆町議会臨時会を開会します。

---

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君） 議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

---

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） これより、本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

5番議員 長 田 美喜彦 君

7番議員 清 水 清 一 君

---

◎会期の決定

○議長（稲葉勝男君） 会期の決定を議題とします。

会期は、議事日程のとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は8月26日の1日限りと決定しました。

ここで暫時休憩します。

会議室において、全員協議会を開催するのでお集まりください。よろしくお願ひいたします。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時37分

○副議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

#### ◎日程追加

○副議長（長田美喜彦君） 先程、議長稲葉勝男君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議長辞職の件

○副議長（長田美喜彦君） 追加日程第3、議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、稲葉勝男君の退場を求めます。

〔6番 稲葉勝男君退場〕

○副議長（長田美喜彦君） 事務局に辞職願を朗読させます。

〔事務局朗読〕

○副議長（長田美喜彦君） お諮りします。

稲葉勝男君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職を許可することに決定しました。

稲葉勝男君の入場を許可いたします。

〔6番 稲葉勝男君入場〕

---

#### ◎日程追加

○副議長（長田美喜彦君） ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

---

#### ◎議長の選挙

○副議長（長田美喜彦君） 追加日程第4、議長の選挙を行います。

これより議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。



〔議場閉鎖〕

○副議長（長田美喜彦君） ただいまの出席議員は10名です。

お諮りします。

南伊豆町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番議員、加畑毅君、2番議員、宮田和彦君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

よって、立会人に1番議員、加畑毅君、2番議員、宮田和彦君を指名することに決定しました。

投票用紙を配付します。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（長田美喜彦君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（長田美喜彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（長田美喜彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔氏名点呼 投票〕

○副議長（長田美喜彦君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（長田美喜彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

1番議員、加畑毅君、2番議員、宮田和彦君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（長田美喜彦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票数 10票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち、稲葉勝男君 9票

横嶋隆二君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、稲葉勝男君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（長田美喜彦君） ただいま、議長に当選されました稲葉勝男君が議場におられます。

南伊豆町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

稲葉勝男議長、議長席にお着きください。

○議長（稲葉勝男君） それでは、ここで議長就任のご挨拶をさせていただきます。

ただいま、再び議長職という大役を与えていただきましたことに、本当、身に余る光栄と同時に心より感謝を申し上げます。

6月の定例議会でも申し上げましたが、議長という職は非常に大役であるということを上げました。議会活動を主宰して、それから議会を代表し、そして議会の構成上欠かすことのできない地位であるということ、この2カ月間で本当にその意味を味わわせていただきました。今後、この重責を担うために一生懸命努力しなければいけないなというふうに考えております。

ちまたでは、行政と議会は議会の両輪のごとくと申しております。それぞれの権利を侵すことなく、また侵されることもなく、いろいろ議論の末、町の課題を解決していく、これが我々に課された課題じゃないかなと思います。これが、またさらに住民福祉にもつながるといふふうに、そのように私は感じておりますので、この点を十分皆さんにもご理解いただいて、それで、今後町民に身近な議会運営をすることが必要だなというふうに考えておりますので、町民の皆様、また当局の皆さん、それから議会はもちろん議員の皆様のご協力をお願いし、開かれた議会をつくっていききたいなというふうに考えておりますので、ぜひとも、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げまして、簡単ですけれども就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩します。

また、再度会議室において全員協議会を開催いたしますので、お集まりいただきたいと思  
います。よろしくお願いいたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時58分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

#### ◎日程追加

○議長（稲葉勝男君） 先程、副議長長田美喜彦君から副議長の辞職願が提出されました。  
お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることにご異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決  
定しました。

---

#### ◎副議長辞職の件

○議長（稲葉勝男君） 追加日程第5、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、長田美喜彦君の退場を求めます。

〔5番 長田美喜彦君退場〕

○議長（稲葉勝男君） それでは、事務局に辞職願を朗読させます。

〔事務局朗読〕

○議長（稲葉勝男君） お諮りします。

長田美喜彦君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、長田美喜彦君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

長田美喜彦君の入場を許可します。

〔5番 長田美喜彦君入場〕

---

#### ◎日程追加

○議長（稲葉勝男君） ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選挙を行うことに決定しました。

---

#### ◎副議長の選挙

○議長（稲葉勝男君） 追加日程第6、副議長の選挙を行います。

これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（稲葉勝男君） ただいまの出席議員は10名です。

お諮りします。

南伊豆町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番議員、加畑毅君、2番議

員、宮田和彦君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、立会人に1番議員、加畑毅君、2番議員、宮田和彦君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（稲葉勝男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（稲葉勝男君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

点呼に応じて投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔氏名点呼 投票〕

○議長（稲葉勝男君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人、1番議員、加畑毅君、2番議員、宮田和彦君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（稲葉勝男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 ゼロ

有効投票中、長田美喜彦君 8票

清水清一君 1票

横嶋隆二君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票でございます。

よって、長田美喜彦君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（稲葉勝男君） ただいま、副議長に当選された長田美喜彦君が議場におられますので、南伊豆町議会会議規則第33条第2項の規定により告知します。

新副議長は答弁席で就任の挨拶をお願いします。

○副議長（長田美喜彦君） 6月の定例において副議長に当選させていただきました。また引き続き当選をさせていただきました。身に余る光栄だと思っております。議長を補佐し、南伊豆町の住民の生活の向上のために一生懸命に努力してまいりたいと思っております。

また、南伊豆町にはいろいろな問題が山積しております。少子高齢化、また、共立湊病院の跡地の問題、石廊崎の問題、いろいろな問題が山積しております。皆様のご協力を得まして、これらの問題を解決していきたいと思っております。一生懸命に頑張りますのでよろしくお願いを申し上げますとともに、南伊豆町が住みよい町になるように一生懸命に頑張るまいりたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いを申し上げます。

簡単ですが、挨拶といたします。

○議長（稲葉勝男君） ここで暫時休憩します。

会議室において、全員協議会を開催するのでお集まりください。お願いします。

休憩 午前10時13分

再開 午前11時10分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

#### ◎南伊豆町議会常任委員会委員の選任について

○議長（稲葉勝男君） 日程第7、南伊豆町議会常任委員会委員の選任についてを議題といた

します。

南伊豆町議会常任委員会委員の選任については、南伊豆町議会委員会条例第3条の規定により、任期満了によるものです。

ここでお諮りいたします。

常任委員の選任については、南伊豆町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長の指名により選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

議長の指名により選任することに決定しました。

第1常任委員会委員、加畑毅君、吉川映治君、谷正君、稲葉勝男君、清水清一君、横嶋隆二君。

第2常任委員会委員、宮田和彦君、長田美喜彦君、稲葉勝男君、齋藤要君、渡邊嘉郎君。

予算決算常任委員会委員、加畑毅君、宮田和彦君、吉川映治君、谷正君、長田美喜彦君、清水清一君、齋藤要君、渡邊嘉郎君、横嶋隆二君。

---

#### ◎南伊豆町議会運営委員会委員の選任について

○議長（稲葉勝男君） 日程第8、南伊豆町議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

南伊豆町議会運営委員会委員の選任については、南伊豆町議会委員会条例第4条の2第3項の規定により、任期満了によるものです。

ここでお諮りします。

議会運営委員の選任については、南伊豆町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長の指名により選任いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

議長の指名により選任をすることに決定しました。

議会運営委員、加畑毅君、宮田和彦君、吉川映治君、谷正君、長田美喜彦君。

ただいま、各常任委員会及び議会運営委員会委員の選任については議長の指名のとおり決

定したので、各常任委員会、議会運営委員会はそれぞれ委員会を開催し、南伊豆町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選してその結果を報告願います。  
ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時17分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◎南伊豆町議会常任委員会及び南伊豆町議会運営委員会の委員長・副委員長互選結果報告について

○議長（稲葉勝男君） 日程第9、南伊豆町議会常任委員会及び南伊豆町議会運営委員会の委員長・副委員長互選結果報告についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果を報告します。

第1常任委員会委員長、谷正君、副委員長、加畑毅君。

第2常任委員会委員長、宮田和彦君、副委員長、長田美喜彦君。

予算決算常任委員会委員長、吉川映治君、副委員長、加畑毅君。

議会運営委員会委員長、谷正君、副委員長、吉川映治君。

以上で報告を終わります。

---

◎議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） これより議案審議に入ります。

議第42号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。



〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第42号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が平成25年6月12日に公布され、同日施行されることに伴い、南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき6月28日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会へ報告し、承認を求めます。

詳細につきましては、町民課長から説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（小嶋孝志君） それでは、議第42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に関する説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布され、同日施行されたことに伴い、南伊豆町国民健康保険税条例につきましても改正する必要があるため、平成25年6月28日付で専決処分をいたしましたので、報告させていただきます。

それでは、お手元の条例第13号及び新旧対照表により説明させていただきます。お手元に新旧対照表があると思います。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。アンダーラインの部分が今回の改正するところでございます。

附則第3項の配当所得等の分離課税については、特定公社債の利子が課税となり、また国民健康保険税の算定方式であります本文方式を廃止するものでございます。

附則第4項は、国民健康保険税の算定方式であります本文方式を廃止するものであります。

附則第6項は、株式等に係る譲渡所得の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得の分離課税に改めることによる整備と、国民健康保険税の算定方式であります本文方式を廃止するものであります。

附則第7項は、上場株式等に係る譲渡所得の分離課税を新設したことによる整備でございます。

旧附則第10項は、新附則第8項への繰り上げと、国民健康保険税の算定方式であります本文方式を廃止するものであります。

旧附則第12項は、新附則第9項への繰り上げと、国民健康保険税の算定方式であります本文方式を廃止するものでございます。

旧附則第13項は、新附則第10項への繰り上げと、国民健康保険税の算定方式であります本文方式を廃止するものでございます。

附則第14項は、新附則第11項への繰り上げ及び条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子が追加されたことによる整備並びに国民健康保険税の算定方式であります本文方式を廃止するものでございます。

また、旧附則第8項、旧附則第9項、旧附則第11項及び旧附則第15項の規定を削除するものでございます。

附則でございますが、第1項施行期日につきましては平成29年1月1日から施行するものであります。ただし、第1項の附則第3項から第7項の附則第14項までに掲げる部分は、国民健康保険税の算定方式であります本文方式を廃止する改正規定であります。第8項については第2項の規定であります。上記の各項規定は公布の日から施行するものでございます。

適用区分でございますが、第2項については、前項第1号から第7号までに掲げる改正は平成25年度以降の国民健康保険税に適用し、平成24年度までの国民健康保険税は従前のおりでございます。第3項については、前項第1号から第7号に掲げる改正以外は平成29年度以降の国民健康保険税に適用し、平成28年度までの国民健康保険税は従前のおりでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、今回の改正でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第42号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎閉議及び閉会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の日程が終了したので、会議を閉じます。

第2回臨時会の日程が全て終了しました。

平成25年第2回南伊豆町議会臨時会はこれをもって閉会とします。

閉会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 稲 葉 勝 男

前 副 議 長 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 清 水 清 一